

緑の基本計画 パブリック・コメントについて

募集案件

○ 案件名

「清須市緑の基本計画(案)」の内容に対する意見

○ 募集期間

平成22年12月27日(月曜日)から平成23年1月31日(金曜日)

(郵送は1月31日消印まで、ファクシミリ・電子メールは1月31日送信分まで有効)

■ 担当課

都市計画課(西枇杷島庁舎)

■ 募集の趣旨

緑の基本計画については、平成6年度に合併前の4町すべてで策定していました。平成16年6月に景観緑三法が制定されて緑地に関する法制度の見直しが行われ、以降、4町が合併して清須市として新市が誕生しました。

このような状況を受け、本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、実現の為の施策等を明らかにするため、都市緑地法に基づいて新たな「清須市緑の基本計画」を策定することとしました。

そこで、広く市民の皆様からのご意見を反映し「清須市緑の基本計画」を策定するものです。

■ 資料

・清須市緑の基本計画(案)の概要〔PDF版:〇〇KB〕

■ 閲覧場所

・都市計画課(西枇杷島庁舎)

午前8時30分から午後5時15分

【土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業期間を除く】

・市民サービスセンター(本庁舎、清洲庁舎、春日支所)

午前8時30分から午後5時15分

【土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業期間を除く】

■ 応募資格

・清須市内に住所を有する者

・清須市内に事務所又は事業所を有するもの

・清須市内の事務所又は事業所に勤務する者

・清須市内の学校に在学する者

■ 提出様式

案件名、氏名、住所(法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地等)が明記されていれば提出様式は問いませんが、できる限り下記の様式をダウンロードしていただくか、清須市緑の基本計画(案)の閲覧場所に用意してある様式をご利用ください。

- ・様式〔PDF 版:〇〇KB〕
- ・様式〔WORD 版:〇〇KB〕

■ 意見提出方法

○窓口提出

都市計画課(西枇杷島庁舎)

市民サービスセンター(本庁舎、清洲庁舎、春日支所)

○郵便

〒452-8503 清須市西枇杷島町花咲 84 番地

清須市役所 建設部 都市計画課 宛

○ファクシミリ

052-504-2655

○電子メール

toshikeikaku@city.kiyosu.lg.jp

※電話、口頭でのご意見は受付できませんのでご了承ください。

■ 提出されたご意見の取扱い

提出されたご意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

■ 提出されたご意見に対する対応

- (1)個々にお答えするなどの対応はしません。
- (2)提出されたご意見の概要、ご意見に対する清須市の考え方を一定の期間公表します。
- (3)清須市緑の基本計画策定の参考とします。

■ 問合せ

〒452-8503 清須市西枇杷島町花咲 84 番地

清須市役所 建設部 都市計画課(西枇杷島庁舎)

電話 052-400-2911 ファクシミリ 052-504-2655